

■ 住居確保給付金（家賃補助）受給期間中の報告

【求職活動】(　月分) (　回目)

1. **自立相談支援機関との相談の報告**

毎月4回以上、久留米市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けてください。

※ 每月最低1回は対面で行う必要があります（日付に○印をつけてください）。

1	2	3	4		特記事項

2. **求職活動の報告**

- ①毎月2回以上、ハローワーク又は、地方公共団体が設ける公的な職業無料職業紹介の窓口からの職業相談を受け、□「職業相談確認票」（参考様式6）を提出してください。
②原則、週1回以上、求人先へ応募（※電話問合せ後、履歴書の送付を行ってください）を行う、又は求人先の面接を受け、□「常用就職活動状況報告書」（参考様式7）を提出してください。
※電話問合せのみで応募に至らなかった場合には、□ハローワークの求人票や求人情報誌の該当部分を添付の上、どのような職種や収入を目指してどのように活動したのか、活動内容を報告してください。

3. **常用就職の報告**

常用就職した場合には、□「常用就職届」（様式6）と□「収入見込額が確認できる書類」を提出してください。

＜常用就職とは？＞ ①期間の定めのない、②期間の定めが6か月以上、の労働契約による就職

4. **就労及びその他の収入の報告**

常用就職した方、給与収入のある方、その他収入のある方は、収入の報告をしてください。
また、常用就職した方、給与収入のある方は、□給与明細等の写しを提出してください。

※ 税引前の稼得収入 - 通勤手当 = 算定対象額			
会社名等	税引前の稼得収入 (賃金・賞与)	通勤手当	算定対象額
	円	円	円
	円	円	円
		合計	円
<input type="checkbox"/> 失業等給付（　　）			円
<input type="checkbox"/> 各種年金（　　）			円
<input type="checkbox"/> そ の 他（　　）			円
		合計	円

上記の内容で相違ありません。

年　　月　　日

署名